30%お得！「地元応援すぎとプレミアム付き商品券」を販売します！

発行・問合せ
〒345-0036　杉戸町杉戸１－10－21
杉戸町商工会　事務局　☎（32）3719

地域経済活性化と物価高騰への支援のため、30%お得なプレミアム付き商品券を販売します。

販売価格　10,000円／セット（商品券13,000円分）
※共通券８枚（１枚1,000円）と中小小売店専用券10枚（１枚500円）の18枚綴り
発行数　20,000セット
※申込数が販売セット数を超えた場合、コンピュータによる自動抽選を行います。
対象　町内在住・在勤の方
購入限度額　４セット
申込期限　７月17日（月･祝）【消印有効】
申込方法　①申込書に必要事項を記入し、杉戸町商工会へ郵送
②申込書に必要事項を記入し、杉戸町商工会･産業振興課窓口・各公民館・杉戸深輪産業団地地区センターに設置の申込箱へ投函
③杉戸町商工会ホームページ内の応募フォームより申込

※商品のデザインはイメージです。

◀応募フォームはこちら
※利用できる店舗一覧も掲載されています。

【商品券】
有効期間　８月７日(月)～12月31日(日)
プレミアム率　30%
利用可能店舗　地元応援すぎとプレミアム付き商品券加盟店

【販売引換（当選者）】
引換期間　８月７日(月)～24日(木)（平日のみ）
引換場所　町内郵便局（杉戸郵便局・杉戸清地郵便局・杉戸高野台郵便局）
※８月11日（金･祝）のみ杉戸深輪産業団地地区センター（リバティーホール杉戸）にて実施

～あなたの意見・アイディアが住みよいまちづくりにつながります～ 町長への提言をお寄せください

問合せ　秘書広報課　広報広聴担当　内線286

町では、皆さんのご提言・ご意見を、町の業務改善や政策に生かすため､｢町長への手紙｣｢町長へのメール｣｢町長へのFAX｣を実施しています。
令和４年度に皆さんから寄せられた提言の集計結果は右記のとおりです。

【内容別集計】

内容分類	件数	内容分類	件数	内容分類	件数
町政方針	0	福祉	11	学校教育	6
環境	9	保健・健康	7	生涯学習	8
交通安全	9	産業・観光	13	職員関係	7
防災・防犯	13	道路・都市計画・水道	24	その他	74
合　計					181

■町長へのご提言・ご意見はこちらまで
杉戸町をより良くするための、建設的なご意見等をお寄せください。
◆町長への手紙
「町長への手紙」の便箋と封筒、投函箱が役場や各公民館に備えてあります。ご記入のうえ、各施設の投函箱にご提出ください。
◆町長へのメール
町ホームページの専用フォームから送信ください。
町ホームページ専用フォーム▶
◆町長へのFAX
送信用紙に、住所･氏名･年齢･電話番号･FAX番号を記入のうえ、送信ください。　FAX番号（33）4550

※ご提出の際の注意事項
●住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。連絡先が未記入の場合、お寄せいただいた貴重な意見に対して回答することができません。
●ご質問などに対する回答は、内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●町の施設・窓口のご案内、各種手続や業務に関するお問合せなどは、直接担当課へご連絡ください。

令和５年度 介護保険料のお知らせ

問合せ　高齢介護課　介護保険担当　内線315・316

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、また、できるかぎり介護状態にならないように、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく仕組みです。健康保険と同じく、「いざ」というときに個人の負担が少なくてすむように、40歳以上の方が保険料を負担する公的な「社会保障制度」のひとつです。

■40歳以上の方が加入します
介護保険制度は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費で、50%ずつの負担により運営されます。

■介護保険料の算定と徴収
40歳から64歳の方の介護保険料は、その方が加入する健康保険組合等が算定し、医療保険料と合わせて徴収します。65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、徴収します。

■介護サービスの費用の負担は？
要介護認定者が介護サービスを利用する場合は、原則として利用するサービス費用の１割から３割の自己負担でサービスを利用することができます。

■65歳以上の方の介護保険料
杉戸町高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画（３年ごとに見直し）に基づいて、令和３年度からの３か年に必要とされる介護保険事業に要する費用を算出します。算出された介護サービスなどの費用総額をもとに、介護保険料の必要総額を計算し、所得段階ごとの負担割合に応じた個人の保険料が設定されます。

■所得段階の決め方（下表参照）
介護保険料の段階は、前年中の収入や世帯の住民税課税状況によって決まります。
令和５年度分は、令和４年中の収入や所得等に基づき、第１段階から第11段階までのうち、いずれかの所得段階に確定します。詳細は、７月に送付する「令和５年度介護保険料の決定通知書」をご確認ください。

■介護保険料の納付方法
介護保険料は納付方法が選択できず、原則として年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、年度の途中で65歳になった方や、他市町から転入された方などは一時的に納付書払い（普通徴収）となります。普通徴収の方は、口座振替をおすすめします。

介護保険料の納め忘れに注意！

介護保険料を納めないと、**延滞金の加算**や、介護サービス利用の際の**自己負担額が３割または４割に引き上げられる**などの措置がとられます。

▼令和５年度の介護保険料

所得段階	対象となる方			介護保険料（年額）
第1	本人が住民税非課税	世帯非課税	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円以下の方	16,800円
第2			世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下の方	25,100円
第3			120万円を超える方	39,000円
第4		世帯課税	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	50,200円
第5（基準額）			80万円を超える方	55,700円
第6	本人が住民税課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	66,900円
第7			120万円以上210万円未満の方	72,400円
第8			210万円以上320万円未満の方	83,600円
第9			320万円以上400万円未満の方	94,700円
第10			400万円以上600万円未満の方	100,300円
第11			600万円以上の方	105,800円

※合計所得金額につきましては税法上と違うため、詳しくは介護保険パンフレット「ともにはぐくむ介護保険」令和５年度版または町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。